

NPO 法人会計基準「現物寄付の取扱い」

NPO 法人には、営利企業とは異なる特有の取引が存在します。

その処理方法について、**NPO 法人会計基準** VII NPO 法人に特有の取引等の中で、次のように規定されています。

【現物寄付の取扱い】

24. 受贈等によって取得した資産の取得価額は、取得時における公正な評価額とする。

公正な評価額とは、何を指すのでしょうか？

答えは一つではありません。

棚卸資産や什器備品の場合には、定価、店頭価格、処分予定価額等さまざまに考えられます。また、土地、建物の場合には、売買実例価額、鑑定評価額、固定資産税評価額、路線価（土地、）等が公正な評価額です。

会計学的には、再調達価額（同じものを購入するとすれば、いくらで買えるのか）と正味売却価額（売ろうとしたときに、いくらで売れるのか）という、二つのアプローチがありますが、いずれも公正な評価額です。

さらに、忘れてはならないことは、**これらの資産を公正な評価額で資産計上した結果、「資産受贈益」が計上される**ことです。つまり、収益が上がる、ひいては、利益が上がる（当期正味財産増減額が増える）ということです。

「資産受贈益」は、活動計算書上、経常収益の 2 番目目の大項目である「受取寄付金」の中に表記されます。

税金が掛かるかどうかは、各法人の活動状況によって異なります。